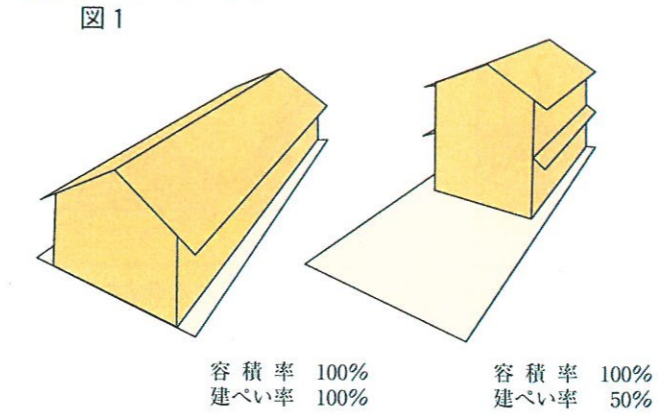


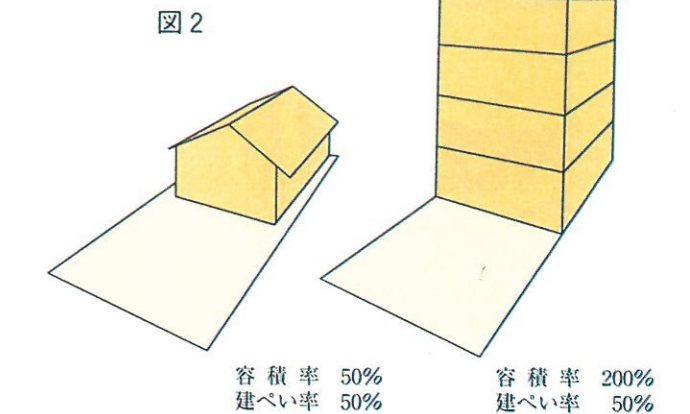
# 建築物の高さ制限一覧表 《丸亀市》

用途地域	制限項目	容積率 (%)	建蔽率 (%)	斜線制限			高さ制限	
				道路斜線		隣地斜線		北側斜線
				適用距離 (m)	勾配			
第一種低層住居専用地域	100	60	20m	1.25/1	—	5m + 1.25/1	10m	
第一種中高層住居専用地域	80	50						
第二種中高層住居専用地域	200	60						
第一種住居地域	200	60						
第二種住居地域	200	60						
準住居地域	200	60						
近隣商業地域	300	80	20m	1.5/1	—	—	—	
商業地域	200	80	25m					
準工業地域	500	80	20m	1.5/1	—	—	—	
工業地域	400	80	20m					
工業専用地域	200	60	20m					
用途地域の指定なし	200	60	20m					
用途地域の指定なし	200	70	20m	1.5/1	—	—	—	

## ●容積率, 建ぺい率



容積率は、建物の各階の床面積の合計の敷地面積に対する割合（普通、%で表します。）のことを言います。たとえば、平屋で敷地いっぱいに建てるのと敷地の半分を使って2階建てを建てるのでは、容積率は同じ100%です（図1）



建ぺい率は、建物の建築面積（通常の場合、いわゆる建て坪と同じです。）の敷地面積に対する割合（普通、%で表します。）のことを言います。これは、建物が敷地を覆う割合であり、同じ敷地で建て坪が同じであれば階数に関係各建ぺい率は同じです。（図2）

## 日影による中高層建築物の制限

地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを越える範囲における日影時間
第一種低層住居専用地域	軒の高さが7mを越える建築物若しくは地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	4時間	2.5時間
第一種中高層住居専用地域	高さが10mを越える建築物	4m	4時間	2.5時間
第二種中高層住居専用地域				
第一種住居地域	高さが10mを越える建築物	4m	5時間	3時間
第二種住居地域				
準住居地域				

※ 平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいう。

☆ 日影制限時間は対象建物によって生じる冬至日の日影が、一定時間以上となってはならない

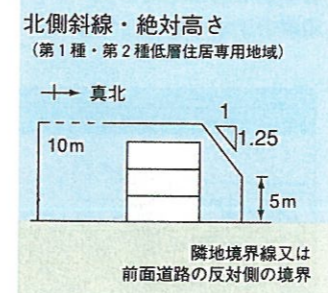
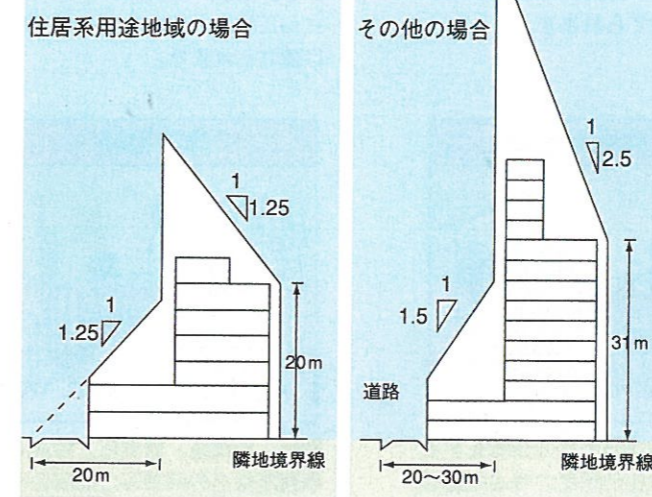
☆ 日影対照時間

日照条件の最も悪い冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで

☆ 日影チャート

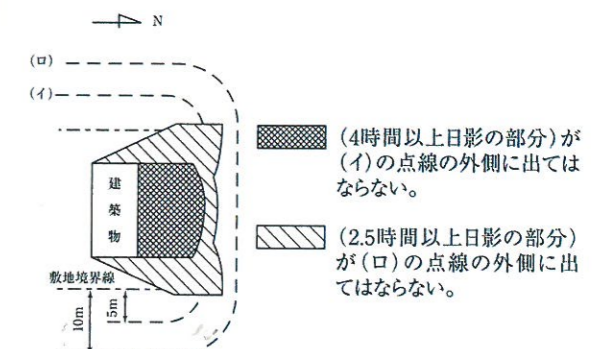
北緯34度30分のチャート図を使用

## ●高さ制限



## ●日影規制

第一種低層住居専用地域 平均地盤面から高さ1.5mの水平面における冬至日の日影  
 第二種低層住居専用地域 面における冬至日の日影  
 第一種中高層住居専用地域 平均地盤面から高さ4mの水平面における冬至日の日影  
 第二種中高層住居専用地域



第一種住居地域 平均地盤面から高さ4mの水平面における冬至日の日影  
 第二種住居地域  
 準住居地域

